

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等の様々なステークホルダーに支えられた存在であるという認識のもと、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、企業価値の極大化を目指しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つであると位置付け、経営の効率性、透明性及び遵法性を確保し、経営目標を達成するための経営組織体制を採用しております。

(2)コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、「経営戦略・監督機能」の取締役会と「業務執行機能」の執行役員制及び「経営監査機能」の監査役会でコーポレート・ガバナンス体制を構成しております。

・取締役会における経営の戦略決定及び監督機能を明確化し、意思決定の迅速化のため少人数構成としております。

また、経営監督機能のさらなる強化のため、企業経営に精通した、独立性の高い社外取締役を選任しております。

・執行役員制及び事業部制を採用し、「戦略決定及び業務監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、迅速かつ適正な業務執行体制を構築しております。

・監査役会の経営監査機能を強化するため、高い専門性や豊富な実務経験を有する社外監査役を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 1 - 1】

取締役会に対し、総会終了後遅滞なく、議案賛否の分析結果を報告することといたします。とりわけ、出席株主の議決権数の3分の1以上の反対票を投じられた議案については、反対された理由・原因の詳細な分析を行い、当該株主との対話等の対応の要否を検討いたします。

【補充原則1 - 2 - 3】

当社は、株主総会関連日程の設定にあたっては、「正確な決算及び十分な監査のための期間を確保すること」及び「株主が議案を十分に検討できる期間を確保すること」の2点を優先すべきであると考え、招集通知の早期発送等に取り組んでおります。現状においては、上記2点に加えて総会開催日を繰り上げることは困難ですが、今後、基準日設定の問題と併せて総合的に検討してまいります。

【補充原則1 - 2 - 4】

2017年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使を採用するとともに、国内外機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始いたしました。招集通知の英訳は、現時点では狭義の招集通知及び株主総会参考書類のみですが、将来的には招集通知の内容をすべて英語で提供する方向で、その実施方法も含めて検討してまいります。

【補充原則2 - 5 - 1】

経営陣から独立した窓口として、社外法律事務所への委託などを選択肢として検討してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1】

現時点では、インセンティブとして、単年度事業計画の達成率等に連動する賞与制度、役員持株会による自社株保有、税制適格ストックオプション等を活用しております。

今後、より中長期的な業績と連動する報酬や他の自社株報酬の活用なども検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

現時点で独立社外取締役は2名であり、独立した立場から積極的にご発言をいただいていることから、特段諮問委員会等は設置しておりませんが、指名・報酬決定手続の透明性向上を図るなかで任意の仕組みも検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

当社は、純投資以外を目的とした上場会社株式等の保有(以下、「政策保有」といいます)を行う場合は、取引関係の強化や新事業の探索・協業など、事業上のメリットが見込める場合に限ります。

取締役会は、定期的に政策保有株式の保有意義を検証することとし、保有意義が希薄化ないし消失したと認める場合は、政策保有の中止を検討することといたします。一方で、買い増しまたは新規取得が当社企業価値の向上に資すると取締役会が合理的に判断する場合には、買い増しまたは新規取得を行うことがあります。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、原則として、投資先である株式会社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点から議案を検討し、資すると認められる議案に対しては賛成いたします。一方、価値を毀損するおそれがあると認められる議案については、投資先に当該議案の趣旨を確認するなど慎重に検討したうえで、賛否を表明することといたします。

【原則1 - 7】

当社は、当社取締役並びにその2親等内の親族(以下、併せて「役員等」といいます)が当社との間で取引を行う場合には、金額の多寡に関わらず、取締役会の事前承認を受けなければならない旨を取締役会規程等において定めております。実際に取引案件が生じたときには、適法・適切な対応が遺漏なく採られるよう、担当部門が必ず顧問弁護士に確認したうえで対処することとしております。また、取引を実行した後最初に開催される取締役会において、取引結果の報告を義務付けております。

【原則3 - 1】

(i) 企業ビジョン・企業使命・経営基本方針等

それぞれ下記の当社Webサイト上に掲載しております。

・企業理念(ビジョン)及び企業使命(ミッション)

<https://www.yokowo.co.jp/company/philosophy.html>

・経営の基本方針 / 目標とする経営指標 / 中長期的な経営戦略

<https://www.yokowo.co.jp/ir/message/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会決議によることとしております。

固定報酬である月例報酬は、株主総会において決議された総額(上限)の範囲内で、取締役会において社内基準により経営業績及び役員個々人の職務に応じて、妥当性を判断し決定しております。

また、取締役賞与については、原則として年度ごとの経営業績に連動した金額とし、前述の取締役報酬額上限の範囲内で、取締役会決議により支給することとしております。

経営陣幹部である執行役員の報酬については、執行役員社長が、社内基準により経営業績及び執行役員個々人の職務に応じて、妥当性を判断し決定しております。

執行役員の賞与については、取締役賞与と同様に、原則として経営業績に連動した金額とし、取締役会の承認を経て支給することとしております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部である執行役員の選任に当たっては、主として執行役員会議での審議・推薦を受けて執行役員社長が内定し、取締役会の承認を経て選任することとしております。

取締役・監査役候補者の指名に当たっては、代表取締役執行役員社長が候補者を選定し、取締役候補者は取締役会の承認を、監査役候補者は監査役会の同意を経て、指名することとしております。なお、社外役員候補者の場合は、当社の独立性判断基準に照らして一定水準以上の独立性を有することや、当社にとって有用な知識・経験を有することを確認したうえで、上記の手続をとっております。

(v) 個々の選任・指名についての説明

個々の取締役・監査役候補者の指名理由については、2018年6月開催の第80期定時株主総会において選任された取締役5名及び監査役2名(真下氏及び栃木氏)については、同総会の取締役選任議案及び監査役選任議案に記載のとおりです。

また、社外監査役の古田氏(2017年6月重任)については、2017年6月開催の定時株主総会に関する招集通知に記載のとおりです。

個々の執行役員の選任理由については、2018年6月28日付で提出した第80期有価証券報告書の「執行役員の状況」において、当社における経歴の概要を従来より拡大して記載しておりますが、さらに具体的な記載の充実に努めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会はより大局的な見地から会社方針等を審議・決定する場であるべきとの考えから、法令等で許容される範囲内で、できる限り執行役員への委任を行うこととしております。

例として、事業活動及びその損益については、年次の利益計画を各事業部を担当する執行役員がとりまとめ、取締役会において審議・決定します。決定後、執行役員が計画を遂行し、進捗状況等を定期または必要に応じて随時に取締役会に報告します。

資金の借入や設備投資などについては、取締役会にて決議すべき金額基準を稟議規程において定め、これを下回る金額の案件については決裁者を執行役員社長または各事業を担当する執行役員としております。

【原則4 - 8】

当社は、2018年6月開催の第80期定時株主総会において大橋周治及び村松邦子の両氏を選任(重任)し、独立社外取締役の員数は2名(取締役会に占める比率は40%)となっております。

なお、筆頭独立取締役については、その必要性が高くないことから、置いておりません。

【原則4 - 9】

当社は、原則として以下の条件に該当するか否かを主要な判断材料として、独立社外取締役の候補者を選定することとしております。

・当社と取引のある会社・団体等に所属していないこと

・個人として、当社と直接の取引や契約関係がないこと

・弁護士や公認会計士などの高い専門性や企業経営に関する幅広い経験を有しているなど、当社経営に有用な人材であること

・当社株式を所有していないこと

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は少人数構成を基本としており、監査役も含めて総体として、特定分野に偏ることなく可能な限り幅広い分野の知識・経験を採り入れられるよう候補者を選定し、選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役の兼任状況については、毎事業年度の事業報告及び有価証券報告書において、開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会の実効性に関する分析・評価については、2016年より取締役及び監査役の全員を対象として自己評価アンケートを実施し、集計及び分析を行っております。本年(2018年)につきましては、6月に実施し、次のとおり好評価点 / 課題・要望事項が挙げられました。

< 好評価 >

- ・社外役員の意見を積極的に聞き入れ、活発な議論を重視する雰囲気がある
 - ・取締役会配付資料が、付議事項に関する判断・理解のための情報を十分に網羅している
 - ・社外役員に対して、審議事項に関する事前の説明が十分に行われている
- <課題・要望>
- ・取締役会のメンバー構成におけるさらなるダイバーシティの継続検討
 - ・取締役会配付資料のボリュームや配付方法・配付時期
 - ・幅広い経営課題(ESG / 主力工場の生産性 / 技術動向等)を議題としてさらに増やしていく
- 全体として、当社取締役会の実効性は十分であると判断しておりますが、さらなる実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役・監査役に対するトレーニングについては、新任役員に対して役員としての責務などについての研修を実施するほか、社外役員には個別に当社事業及び業界に関する基本的な説明を行うなどして、取締役・監査役個々人の知識拡充を図ることとしております。

【原則5 - 1】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制として、取締役兼執行役員常務管理本部長の配下に広報・株式部を設置し、株主・投資家とのコミュニケーションに努めております。

(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の設定

株主との対話については、取締役兼執行役員常務管理本部長が統括することとしております。

(ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

IR実務を担当する広報・株式部責任者が、経営陣幹部の出席する執行経営会議に参加し、株主との対話に必要な情報を収集することとしております。

(iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

期末及び第2四半期の決算内容について、機関投資家等を対象として決算説明会を開催しております。また、株主アンケートの実施により、主に個人株主の意見・要望等の収集に努めております。

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

経営陣幹部の出席する執行経営会議において報告するほか、必要に応じて取締役会にも報告することとしております。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

IR担当者には、インサイダー取引規制に関する外部講習の受講を義務付け、当該規制についての理解促進に努めております。また、実際の対話に際しては、原則として、情報統括責任者である取締役兼執行役員常務管理本部長または情報セキュリティマネジメントの部門責任者である広報・株式部責任者を含む複数名で対応することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,460,100	17.11
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS	1,000,000	4.94
株式会社群馬銀行	990,400	4.75
ヨコオ取引先持株会	863,800	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	827,400	4.09
三菱UFJ信託銀行株式会社	595,800	2.95
ヨコオ自社株投資会	572,988	2.88
資産管理サービス信託銀行株式会社	515,500	2.55
第一生命保険株式会社	450,700	2.23
株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)	446,600	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・上記の「大株主の状況」は、2018年3月31日現在の状況を記載しております。
- ・当社は自己株式を621,385株保有していますが、上記の大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋 周治	公認会計士											
村松 邦子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 周治	○	_____	大橋周治氏は、会計に関する専門知識をはじめとする幅広い知見を背景に、長年にわたって企業経営のコンサルティングに従事されており、米国において自らコンサルティング会社の経営に携わった経験も有していることから、当社の社外取締役として適任であると考えております。 また、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

村松 邦子	○	村松邦子氏は、2009年9月まで外資系半導体メーカーに在籍し、広報部部長・企業倫理室長等を務めておりましたが、同社と当社との間には、当社から半導体検査用機器を販売する取引関係(当社グループの年間連結売上高の1%未満かつ同社年間営業費用の1%未満)がありました。なお、2014年1月以降、同社と当社との間に取引実績はありません。 村松邦子氏は、外資系半導体メーカーにおいて広報部部長、経営戦略チームメンバー、企業倫理室長、ダイバーシティ推進責任者を歴任され、退社後その経験を活かして、企業倫理向上やダイバーシティ推進に関する支援を業とする会社を自ら設立し経営する傍ら、公益社団法人やNPO法人の理事なども務めております。企業倫理・ダイバーシティ推進に関する高い知見及び事業会社での豊富な実務経験も有していることから、当社の社外取締役として適任であると考えております。 また、同氏は、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(a)監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であります。
監査役と会計監査人との間では、監査役会において年4回(各四半期末及び期末)会計監査人から監査及びレビューの実施報告を受けて協議を行うほか、当社各事業部及び国内外子会社に対する会計監査人監査の実施に際して常勤監査役が立ち会うなどの相互連携を図っております。

(b)監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査を担当している内部監査部門と監査役との間では、内部監査部門が監査役監査を適宜サポートするほか、監査役が内部監査部門と、内部統制の整備及び運用状況等について定期的に会合を持ち、情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
古田 徹	他の会社の出身者												
栃木 敏明	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田 徹	○	——	古田 徹氏は、上場会社の関係会社において、人事・採用・労務・総務・コンプライアンス等、一貫して人事・総務分野の業務に従事したほか、長年労働審判員を務め(2016年3月31日付で退任)、現在も群馬総合スタッフ株式会社代表取締役として一企業を経営しているなど、豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると考えております。 また、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
栃木 敏明	○	——	栃木敏明氏は、弁護士としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると考えております。 また、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役2名及び社外監査役2名は、いずれも独立役員の資格を充たしており、当社は当該社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

【ストックオプション制度】

当社の業績向上と当社取締役が得られる利益とを連動させることにより、当社の中長期的な株主価値の向上に資することを目的として、ストックオプションを導入しております。

2014年6月27日開催の第76期定時株主総会及び取締役会において、当社取締役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、同年8月7日開催の取締役会における決議に基づき、同年8月8日付で対象者への新株予約権の割当てを実施いたしました。

【取締役賞与】

取締役賞与については、月例報酬と合わせた額が株主総会決議による取締役報酬等の額(年額2億8千万円以内(注))の範囲内において、原則として事業年度ごとの業績に連動した金額とし、取締役会決議により支給することとしております。なお、2018年3月期に係る取締役賞与の支給額は26百万円です(社外取締役・社内監査役・社外監査役は支給対象外)。

(注)このうち、社外取締役に対する報酬額を年額2千万円以内と定めております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

2014年6月27日開催の取締役会において、取締役及び従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、同年8月8日付で以下の条件にて割当てを実施いたしました。

・新株予約権1個の目的とする株式数 100株

- ・付与対象者及び付与個数
取締役(社外取締役を除く) 3名 300個
従業員(執行役員を含む) 241名 3,175個
- ・割当日 2014年8月8日
- ・行使期間 2016年8月8日～2020年8月7日
- ・行使価額 565円 (2014年7月1ヶ月間における各日の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる))

その他の条件等については、2014年6月27日付「ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。
(掲載URL: <https://www.yokowo.co.jp/ir/news/>)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第79期定時株主総会において、年額2億8千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)の上限は変えずに、その内訳である社外取締役に対する報酬限度額を年額1千万円以内から2千万円以内に増額するとともに、上記年額の範囲内で、取締役会決議により取締役賞与を支給できることとすることでご承認をいただきました。

また、2014年6月27日開催の第76期定時株主総会における決議により、上記金銭報酬の限度額とは別に、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプション報酬限度額を年額5千万円以内と設定しております。

なお、直近事業年度(2018年3月期)に係る報酬等(賞与を含む)の支給実績は、取締役5名に対し158,446千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、当社定款第29条の規定により株主総会決議によることとしております。
固定報酬である月例報酬は、上記補足説明に記載の限度額の範囲内で、取締役会において社内基準により経営業績及び役員個々人の職務に応じて、妥当性を判断し決定しております。
また、取締役賞与については、月例報酬と合わせた額が上記取締役報酬枠の範囲内において、原則として事業年度ごとの業績に連動した金額とし、取締役会決議により支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対する会議・会合等の開催案内や取締役会議題に関する資料の受け渡し・説明などについては、主に管理本部長および管理本部の社員が中心となって作成・調整し、常勤の社内監査役を窓口として行っております。
また、取締役会付議対象ではないものの共有しておいた方がよいと考えられる情報についても、常勤監査役が担当部門に依頼し、社外取締役・社外監査役に対して説明する場を設けることとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等	更新
-------------------------	----

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
徳間順一	相談役	毎月の経営実績等の報告を受け、それを踏まえて必要な助言を経営陣に対して行う。	・非常勤 ・報酬:あり	2015/6/26	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	1名
--------------------------	----	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【コーポレート・ガバナンス体制の構成機関】

(1)取締役会

業務執行取締役である代表取締役兼執行役員社長、取締役兼執行役員専務及び取締役兼執行役員常務各1名、並びに非常勤の社外取締役2名の計5名により構成されております。

(2)執行役員

執行役員社長以下12名体制で業務執行を担っており、執行役員社長、執行役員専務及び執行役員常務の3名が取締役を兼務しております。

(3)監査役会

常勤の社内監査役1名及び非常勤の社外監査役2名の計3名により構成されております。

(4)会計監査人

当社の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

【コーポレート・ガバナンス体制の各機能】

(1)業務執行機能

・定例及び臨時の取締役会における戦略決定に基づき、執行役員が業務執行にあたっております。
・執行役員・事業部長・主要部門長は、毎月定例及び臨時に開催される執行経営会議において、経営実績の報告・確認を行うほか、業務執行上の重要事項について審議・決定を行っております。

(2)監督機能

・各取締役は、定例及び臨時の取締役会において、執行役員を兼務する取締役又は他の担当執行役員より業務執行の状況・実績について報告を受け、提案事項等について審議・決定するほか、経営実績確認会議・事業部会議等に適宜出席することなどにより、業務執行の監督を行っております。
・経営監督機能の実効性を高めることを目的として、社外取締役が、監査役会にも出席し、取締役会議題についての事前説明を社外監査役と共に受け、意見交換等を行うほか、必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行っております。

(3)監査機能

(監査役及び監査役会)

・監査役は、毎月開催される監査役会において業務監査等に関する事項について報告・協議・決定等を行っております。
・監査役は、取締役会に出席し、必要があれば各々の専門性・知識・経験に基づき助言を行うほか、期初に定めた監査計画書に従って、または必要に応じて随時に、当社及び国内外子会社の監査を行っております。
・また、監査役会は、四半期に一度、執行役員社長による経営状況報告及び質疑応答を通じて、業務執行の適正性の確認を行っております。
・当社は現在、社外役員選任に際しての当社からの独立性に関する基準を定めておりませんが、原則として以下の条件に該当するか否かを主要な判断材料として、候補者を選定することとしております。
イ)当社と取引のある会社・団体等に所属していないこと
ロ)個人として、当社と直接の取引や契約関係がないこと
ハ)弁護士や公認会計士などの高い専門性や企業経営に関する幅広い経験を有しているなど、当社経営に有用な人材であること
ニ)当社株式を所有していないこと

(会計監査人)

・会計監査人は、定期(各四半期末及び期末)及び必要に応じて随時、当社、当社の国内子会社及び主要な海外子会社における往査のほか、当社の代表者及び最高財務責任者に対するインタビューを実施し、会計監査・内部統制監査を行っております。
・当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人において、直近事業年度(2018年3月期)に係る監査業務を執行した公認会計士は、川瀬洋人・宮原さつきの両氏(両氏はいずれも指定有限責任社員業務執行社員)であり、同年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名です。

(3)補足:監査機能の強化に関する取組み

・監査役監査を支える体制として、当社の内部監査部門が監査役監査を適宜サポートする体制をとっております。
・社外監査役 古田 徹氏及び栃木敏明氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性も有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
・財務・会計に関する知見を有する監査役として、常勤監査役真下泰史氏を選任しております。また、法務面では、法律の専門家である監査役として栃木敏明氏を、人事・労務・総務・コンプライアンス等の豊富な実務経験を有する監査役として古田 徹氏を選任しており、総体として幅広い分野について高い専門性・豊富な知識・経験を監査業務に活かせる体制としております。
・重要な業務の適法・適正な執行のため、常勤の社内監査役が執行経営会議に出席し、必要に応じて発言を行っております。また、執行経営会議における業績報告や業務執行上の重要決定事項等については、常勤監査役(または必要に応じて執行役員・各部門長等)が監査役会に報告することとしております。

(4)役員指名、報酬決定

・取締役・監査役候補者の指名に当たっては、代表取締役執行役員社長が候補者を選定し、取締役候補者は取締役会の承認を、監査役候補者は監査役会の同意を経て、指名することとしております。なお、社外役員候補者の場合は、当社の独立性判断基準に照らして一定水準以上の独立性を有することや、当社にとって有用な知識・経験を有することを確認したうえで、上記の体制をとっております。
・取締役の報酬等については、取締役会において社内基準により、経営業績並びに役員個々人の職務に応じて、妥当性を判断し決定しております。ただし、報酬等の総額(上限額)は定款の定めにより、株主総会決議によることとしております。また、取締役賞与については、前記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおり、原則として事業年度ごとの業績に連動した金額とし、取締役会決議により支給することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、独立性の高い社外監査役の選任により、コーポレートガバナンス強化に努めてまいりましたが、グローバル企業としてコーポレートガバナンスにおいてもグローバルスタンダードの考え方を採り入れる重要性に鑑み、独立性の高い社外取締役を2名選任しております。

現時点において、取締役5名のうち2名が独立性の高い社外取締役であり、当社の掲げる「少人数構成による意思決定の迅速化」とコーポレートガバナンス強化とを両立するために適した体制であると考えておりますが、今後も、経営環境や当社事業構成・規模などの変化、他の機関設計のメリット・デメリット等を踏まえつつ、当社にとって最適なコーポレートガバナンス体制のあり方を検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に議案をご検討いただく期間を十分に確保するべく、招集通知の発送を、原則として総会会日の3週間以上前に行うこととしております。 なお、2018年6月28日開催の第80期定時株主総会に関する招集通知は、会日の23日前(中22日前)である6月5日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月開催の第79期定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使(インターネット行使)を導入し、株主様の議決権行使の利便性向上を図っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2017年6月開催の第79期定時株主総会より、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を開始し、機関投資家の議決権行使の利便性向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	原則として、狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成し、日本語の招集通知と同時に東京証券取引所に提出するとともに、当社ウェブサイト(英語版)にも掲載しております。
その他	・2015年6月開催の定時株主総会に関する招集通知より、その発送日前からご覧いただけるように、東京証券取引所への提出及び当社ウェブサイト掲載の早期化を実施しております。 2018年6月開催の第80期定時株主総会に関する招集通知については、6月5日発送に対し、その8日前の5月28日(株主総会日の1か月前)に、日本語版(全文)及び英語版(狭義招集通知及び株主総会参考書類)の早期提出・早期掲載を実施いたしました。 ・株主総会における説明をより分かり易くするため、パソコン及びプレゼンテーション用ソフトによるビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」において、情報開示の基本方針、情報の開示、将来の見通し及び沈黙期間について定め、これを当社ホームページ上に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期末及び期末)決算説明会を開催し、業績及び見通しの説明並びに質疑応答を行っております。決算概要については取締役兼執行役員常務管理本部長より、今後の事業展望については代表取締役兼執行役員社長より行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IR情報」のページに、トップメッセージや中期経営計画骨子のほか、決算短信・有価証券報告書等の財務情報、適時開示情報・ニュースリリース、株主通信等を掲載しております。 なお、2018年5月より、アナリスト・機関投資家向け決算説明会の資料も同様に、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社におけるIR担当部署は広報・株式部です。	
その他	・アナリスト・機関投資家の個別取材を広く受け入れております。 ・個人投資家への情報提供のため、「株主通信」を取引証券会社の一部店頭にて無料配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ガバナンスマニュアル」において株主権利の尊重を、「CSR行動規程」において役員・社員の行動基準を、「ディスクロージャーポリシー」及び「内部情報開示規程」においては、投資家をはじめとするステークホルダーに対して適時・的確な情報開示を行うことを、それぞれ定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	< 環境保全活動 > 当社は、地球環境と調和の取れた事業活動を推進することが企業の責務であると認識し、積極的に地球環境保全活動に取り組んでおります。ISO14001の認証を取得し、さらに「環境マネジメントシステム」をグループの海外拠点にも展開し、ヨコオグループ全体での取り組みを強化しております。 詳細は、弊社ホームページの「CSR推進：環境保全活動」ページをご参照ください。 https://www.yokowo.co.jp/company/csr/environment.html < 情報開示・情報セキュリティ > 社会から信頼され続けるために、当社ホームページに最新のIR情報を掲載するとともに、顧客・取引先より預かる情報はもとより、当社グループが取り扱うすべての情報資産の重要性を常に認識して、その不適切な開示、情報の漏えい、目的外の使用を防ぎ、適切に保護するため、「情報セキュリティポリシー」を定め、推進しております。2014年には、情報セキュリティマネジメントシステム規格であるISO27001の認証を取得しております。 情報セキュリティに関する詳細は、弊社ホームページの「CSR推進：情報セキュリティ」ページをご参照ください。 https://www.yokowo.co.jp/company/csr/security.html < 労働安全衛生 > 会社の重要な財産である社員及び構内協力会社、訪問者等の当社活動における利害関係者の安全と健康を経営の最優先課題と位置付け、安全を常に確保し、社員及び利害関係者が安心して働ける職場を追求するとともに、心身の健康増進に努めるための方針を定め、推進しております。2016年には、労働安全衛生マネジメントシステム規格であるOHSAS18001の認証を取得しております。 労働安全衛生に関する詳細は、弊社ホームページの「CSR推進：労働安全衛生」ページをご参照ください。 https://www.yokowo.co.jp/company/csr/safety.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」において情報開示の基本方針等を、「内部情報開示規程」においてその具体的な開示方法を定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、会社法及び金融商品取引法並びにそれらの関係法令等に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し、すべての取締役、監査役並びに使用人が、法令を遵守し公正でかつ透明性の高い企業活動を行うことを徹底する。併せて、企業価値の極大化を目指し、あらゆるステークホルダーの利益の最大化の実現に努力する。

【体制の整備】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「CSR行動規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に周知徹底し、定着に努める。また、「コンプライアンス規程」において内部通報制度を整備し、法令、定款または関連規程に反する行為の早期発見及び是正に努める。
- (2) 取締役は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「CSR行動規程」に明確に定めて全役職員に周知徹底する。不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除する。
- (3) 取締役は、各部門の業務プロセス等を監査し不正の発見・防止及びプロセスの改善を指導する部署として、内部統制担当部署を設置する。

< 運用の状況 >

- ・上記の「CSR行動規程」をグループウェア上で随時閲覧可能としているほか、当社グループの役員及び社員がとるべき行動を定めた「CSR行動規範」を、日本語／英語／中国語いずれかの携帯リーフレットで配付し、周知徹底を図っております。
- ・内部通報制度は、公益通報者保護法及び「内部・外部通報規程」に則って運用しております。実際に通報のあった案件について速やかに調査を実施し、適切に対処しております。
- ・代表取締役執行役員社長の直轄組織として内部監査室を設置し、当社グループの財務報告プロセス・業務プロセスを中心に、監査及び改善指導を行っております。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その監査、運用評価及び不備是正については内部統制担当部署がその任にあたる。

< 運用の状況 >

- ・当社及び国内外主要子会社の財務報告プロセス及び主要な業務プロセスについて、内部監査室が監査、運用評価及び不備是正指導を行っております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務執行に係る情報について、関連法令及び社内規程に基づき適切に保存する。取締役及び監査役はこれらの文書を随時閲覧できるものとする。
- (2) 取締役は、情報の保存及び管理の適切性を維持するため、各組織における責任者を決定し、組織的、体系的に情報の保持及び管理を行うとともに、保存及び管理状況について、定期的にモニタリングを行う。

< 運用の状況 >

- ・取締役の職務執行に係る情報の保存については、会社法等関連法令に基づき適切に行っております。
- ・当社グループが取り扱うすべての情報資産の重要性を常に意識し、その不適正な開示、情報の漏えい、目的外の使用を防ぎ、適切に保護するため、情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、グループ全体で情報セキュリティ活動に取り組んでおります。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) より安定的で円滑な事業活動のため、多様化する損失の危険(リスク)についての把握・分析・計画策定・実行・評価・改善・レビューを行う「リスクマネジメントシステム(RMS)」を構築・整備する。
- (2) 「リスク管理規程」においてリスクマネジメント方針及びリスクマネジメント行動指針を定め、RMSの継続的向上に努める。
- (3) リスク管理委員会を設置し、執行役員社長が委員長を、人事総務部が事務局を務める。また、各本部及び各事業部にリスク管理責任者を、各部署にリスク管理推進委員を配置して、全社的運用を行う。

< 運用の状況 >

- ・RMSの運用については、CSRを推進する「CSR委員会」の下に、情報セキュリティ／労働安全衛生など重要なリスク項目について、専門委員会等を設けて活動を推進しております。また、「事業リスク管理委員会」において、当社の各事業に直接関係するリスクの早期把握、共有・分析及び対策立案・実行に努めております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業ビジョン、中期計画、年度利益計画を承認し、その進捗状況を定期的に評価し、それをもとに資源再配分等経営戦略の意思決定を行う。
- (2) 取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (3) 事業部制をベースとした執行役員制により、執行役員の職務分掌及び責任、権限を明確に定め、執行役員社長以下の執行役員に権限を委譲し、意思決定及び職務執行の効率化、迅速化を行う。

< 運用の状況 >

- ・中期経営計画及び年度利益計画は、取締役会にて審議・承認を受け、遂行しております。当該計画に従って執行役員社長以下各執行役員が業務を執行し、その進捗状況を毎月、執行経営会議及び取締役会にて報告しております。
- ・業務執行に関する責任範囲・権限については、「職務分掌規程」及び「責任権限規程」において規定しており、取締役から執行役員への権限移譲を法令上可能な範囲で最大限行って、取締役の意思決定及び職務執行の効率化・迅速化を図っております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 監査役は、連結子会社を含めた企業集団について、「監査役監査基準」に基づき監査・改善・指導を行い連結子会社のガバナンスが確保できる体制とする。
- (2) 当社は、連結子会社における内部統制の実効性を高めるために必要な施策、指導及び支援を行う。
- (3) 当社内部統制担当部署は、当社および連結子会社の内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会および連結子会社社長に報告する。

< 運用の状況 >

・常勤監査役が、主要な当社事業所及び主要な連結子会社を往査し、業務監査及び改善に向けた指導を行っております。
・当社及び国内外主要子会社の財務報告プロセス及び主要な業務プロセスについて、内部監査室が監査、運用評価及び不備是正指導を行い、その結果を監査報告会・監査報告書にて連結子会社社長に報告するとともに、結果の概要を取締役に報告しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合には、内部統制担当部署に監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

< 運用の状況 >

・現時点では、監査役の職務を補助する選任者は置いておりませんが、子会社往査の時期を内部監査室と重ねて合同監査とするなど、監査役監査を効率的に行っております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況等重要事項について定期的に報告を求めるとともに、必要な情報の交換を行う。
- (2) 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社及び連結子会社経営に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- (4) 監査役は、代表取締役と定期的に、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- (5) 監査役は、内部統制担当部署と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部統制担当部署に調査を求める。
- (6) 監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に説明・報告を求める。

< 運用の状況 >

・社内監査役は、2018年3月期に開催された取締役会17回中16回(出席率94.1%)に、社外監査役は2名とも17回すべてに出席し、議題の内容について活発な発言・質疑応答を行っております。
・各四半期及び期末の決算取締役会に続けて、監査役3名が、代表取締役執行役員社長と懇談会の場を持ち、意見交換を行っております。また、同様に、会計監査人との監査報告会も行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度をとり、一切関係を持たないことを、「CSR行動規程」に明確に定め、全役職員に周知徹底しております。

万が一不当な要求を受けた場合は、「経営危機管理規程」に基づき代表取締役の指揮の下、人事総務部が警察・弁護士等専門機関と緊密に連携して、これを断固として排除します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

〔当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針〕

1. 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループは、創立以来「常に時代の先駆者でありたい」と考え、急速に進化する情報通信・電子部品業界の中で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「マイクロウェーブ(高周波)スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」としてのコアコンピタンスを活かし、主要市場である自動車市場・半導体検査市場・携帯端末市場・先端医療機器市場に当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を提供してまいりました。このことにより、上記基本方針に示したとおり、ステークホルダーの皆様の利益・幸福を希求してまいりました。

当社及び当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、中期経営基本目標である「ミニマム8(エイト)」「売上高成長率・売上高営業利益率・自己資本利益率を8%以上確保」を設定しこれを確実に達成するべく、以下の経営の基本方針のもとに、さらなる事業拡大と収益力向上に取り組んでまいります。これらの取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

< 経営の基本方針 >

- (a)「品質第一主義」に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
 - (b)「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し活用する
 - (c)プロダクト・イノベーション(事業構造・製品構造の革新)、
プロセス・イノベーション(事業運営システムの革新)、
パーソネル・イノベーション(人材の革新)
- の3つの革新に加え、将来成長を見据えた
マネジメント・イノベーション(経営・事業運営の革新)
を強力に推進することにより、「進化経営」の具現化を加速する

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は2017年5月23日開催の取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2017年6月29日開催の第79期定時株主総会において、本プランを継続することの承認を得ております。

本プランの詳細につきましては、2017年5月23日公表の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」の「3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <https://www.yokowo.co.jp/ir/news/>)

(a)本プランの目的と必要性

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能にすること、及び大規模買付ルールが遵守された場合及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。

(b)大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、当社発行済株式数の20%以上の株式を取得しようとする買付者等(以下「買付者等」といいます。)が遵守すべき「大規模買付ルール」(以下「本ルール」といいます。)として、株主の皆様が検討するうえで必要な情報の提供と時間の確保を求めることとしております。

(c)株主意思確認手続と対抗措置発動

買付者等が本ルールを遵守し、当社取締役会が検討の結果当該買付者等による買付提案に反対する場合は、対抗措置(新株予約権の無償割当て)の発動について株主の皆様が意思を確認する手続(株主意思確認総会等)を実施することとしておりますが、当該買付提案が企業価値の最大化に資すると当社取締役会が賛同する場合は、対抗措置の発動は行いません。反対に、本ルールは遵守されているが当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであると合理的に判断される場合は、株主の皆様が意思を確認する手続を経ずに取締役会決議のみによって対抗措置を発動することがあります。

(d)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

(e)本プランの変更・廃止

本プランの変更については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議により行うことができます。

一方、廃止については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって行うことができるほか、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会における決議によっても行うことができるものとします。

4. 本プランの合理性

- (a)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること
- (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること
- (c)株主意思を重視するものであること
- (d)合理的な客観的発動要件の設定
- (e)第三者専門家の意見の取得
- (f)デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る会社方針

当社は、関連諸法令に則った会社情報の適時・適切な開示が上場企業の最も重要な責務の一つであるとの認識に基づき、社内の組織及び諸規程の整備を行い、これらの適正な運用により、迅速かつ正確な情報開示に努めます。

2. 組織・社内規程等

(1)組織

会社法・金融商品取引法をはじめとする法制的整備・強化に伴い、上場企業の情報開示には順法性・迅速性・正確性に加え、積極性に対する要請も高まってきております。

当社は、このような状況に対応するための組織として管理本部内に「広報・株式部」を設置し、取締役会による監督の下、代表取締役兼執行役員社長並びに情報取扱責任者(注1)である取締役兼執行役員常務管理本部長の指揮により、適時・適切な法定情報開示及び積極的なIR等任意情報開示にも努めております。

(注1)東京証券取引所の定める有価証券上場規程第417条第1項に規定される者をいいます。

(2)社内規程

当社は、会社情報の取扱及び開示並びにインサイダー取引規制に関する社内規程を整備し、全社員共通の情報インフラを通じてこれらの規程を周知徹底しております。

なお、上記規程類については、年1回定期的に見直しを行うほか、関連法令の改正等に伴い必要の生じる都度、改定を実施しております。

3. 開示プロセス

決定事実については実質的決定前に代表取締役兼執行役員社長から取締役兼執行役員常務管理本部長を通じて、また、発生事実については事実発生の確認後速やかに当該事実の第一次取扱部署の担当執行役員から代表取締役兼執行役員社長及び取締役兼執行役員常務管理本部長を通じて、広報・株式部に情報が伝達されます。

広報・株式部では、当該情報に基づいて適時開示書類原案を作成します。作成に当たり必要と判断される場合は、顧問弁護士や東京証券取引所上場部に助言・指導を仰ぎます。

広報・株式部が作成した適時開示書類原案は、情報取扱責任者である取締役兼執行役員常務管理本部長及び代表取締役兼執行役員社長の承認後、取締役会に付議され承認を受けます(ただし、内容的に適時開示義務のないものについては、取締役会への付議を行わない場合があります)。

取締役会の承認後速やかに、その承認された内容のとおり整えられた適時開示書類の確定版をTDnetにより東京証券取引所に提出します。

なお、緊急のため取締役会の承認を得ることが困難な場合には、代表取締役兼執行役員社長の単独承認に基づき適時開示を実施し、その後最初に行われる定時あるいは臨時の取締役会において報告し承認を受けることとします。

4. モニタリング

上記の適時開示体制の運用状況については、内部監査担当部門及び監査役が定期あるいは不定期に監査を行い、必要があれば改善のための助言・指導を行います。

